

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三 様

国税庁課税部課税総括課長
上良 睦彦

改正電子帳簿保存法に関する周知等について（依頼）

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電子帳簿保存法については、令和3年度税制改正において、電子帳簿等保存やスキャナ保存に係る手続が抜本的に簡素化されるとともに、電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止される等の改正が行われました。

国税庁では上記改正について、本年5月には改正のポイントをまとめたパンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」を、同7月には取扱通達（趣旨説明）及び一問一答（Q&A）をそれぞれ公表するとともに、随時ご要望に応じて説明会等への講師派遣を行っております。

（参考）これまでに公表している主な資料の掲載先

国税庁ホームページ > 法令等 > その他法令解釈に関する情報
> 電子帳簿保存法関係 > 11.令和3年度税制改正

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



（リンク先）

今般、説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等をまとめた資料や、説明会等の内容をまとめた動画等を追加で作成いたしました。

つきましては、これらについて傘下各団体及び各会員の皆様にお知らせいただく等、周知広報に関してご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【追加作成資料の一覧】

- ① 一問一答(Q&A)補足資料『お問合せの多いご質問（令和3年11月）』
〔概要〕説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等
- ② YouTube 動画『教えて!!令和3年度改正 電子帳簿保存法』
〔概要〕説明会等の内容を YouTube 動画にまとめたもの
- ③ 各制度の概要パンフレット
〔概要〕電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引データ保存それぞれに関して、その要件等を2ページでまとめたもの（近日中にホームページ掲載予定）

なお、電子帳簿保存法に関しては、税を考える週間ホームページにも特設ページを設けておりますので、参考としていただければ幸いです。

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/dennsit_youbu.htm



（リンク先）

連絡先：国税庁課税総括課（税務手続係）
電 話：03-3581-4161
担 当：長内・太田（内線 3175・3898）

お問合せの多いご質問（令和3年11月）

この追加問答集は、「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】（令和3年7月版）」の公表後、ご質問の多かった事項について追加問として整理し、集約したものです。

（本内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。）

I 【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】

- 追1** 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。 ... 1
- 追2** 既に旧法の承認を受けて電子帳簿保存を行っていますが、その場合であれば、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出は不要となるのでしょうか。 ... 1
- 追3** 法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定について、最短ではいつから適用を受けることが可能となるのでしょうか。 ... 2

II 【スキャナ保存関係】

- 追1** タイムスタンプの付与要件に代えて入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば他社が提供するクラウドサーバにより保存を行い、当該クラウドサーバについて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか。 ... 3
- 追2** 検索要件の記録項目である「取引金額」については税抜、税込どちらとすべきでしょうか。 ... 3
- 追3** 例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等については、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。 ... 4
- 追4** 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。 ... 4

追 5	電子取引の保存方法で認められているような索引簿による方法について、スキャナ保存についても適用は可能でしょうか。また適用が可能な場合に、電子取引のものと兼ねた一覧表や保存システムによることも可能でしょうか。	... 4
追 6	電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか。	... 5

Ⅲ【電子取引関係】

追 1	電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。	... 6
追 2	EDI 取引を行った場合、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか、それとも EDI 取引項目を他の保存システムに転送し PDF データ等により保存することも可能でしょうか。	... 6
追 3	自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合に、メールの内容を PDF 等にエクスポートし、検索機能等を備えた上で保存する方法でも認められますか。	... 7
追 4	検索要件の記録項目である「取引金額」については税抜、税込どちらとすべきでしょうか。	... 7
追 5	例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等については、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。	... 7
追 6	「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。	... 8
追 7	電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか。	... 8

Ⅳ【補足説明】

補 1	一問一答【電子取引関係】問 24	... 9
補 2	一問一答【電子取引関係】問 33	... 9
補 3	一問一答【電子取引関係】問 34	... 9
補 4	一問一答【電子取引関係】問 42	... 10

I 【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】

【電子計算機を使用して作成する帳簿】関係（ダウンロードの求め）

帳追1 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。

【回答】

税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提供されれば形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要があります。また、「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合には、保存媒体の提示・提出に応じることができるようにしておくことまでは含まれていませんが、その保存媒体についても、質問検査権に基づく確認の対象となる場合があります。

【解説】

データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。出力可能な形式でダウンロードを求めたにも関わらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません（法令解釈通達 4-14 参照）。保存要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的な決まりがある訳ではありません。

なお、「ダウンロードの求め」は、保存媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には、質問検査権に基づき、保存媒体の確認を行う場合もありますので、注意してください。

【特例の適用を受ける旨の届出書】関係

帳追2 既に旧法の承認を受けて電子帳簿保存を行っていますが、その場合であれば、法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出は不要となるのでしょうか。

【回答】

既に令和3年度税制改正前の法の承認を受けて法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の対象となる全ての国税関係帳簿に係る電磁的記録を保存等している場合であっても、あらかじめ、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要となります（問39参照）。なお、この「あらかじめ」の適用に当たっては、本措置の適用を受けようとする国税の法定申告期限までにその届出書の提出があれば、あらかじめ提出があったものとして取り扱うこととされています（取扱通達8-4）。

【経過措置】関係（加算税軽減の適用）

帳追3 法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定について、最短ではいつから適用を受けることが可能となるのでしょうか。

【回答】

法第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の規定は、令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

具体的には、令和4年1月1日以後に国税関係帳簿の備付けを開始する場合には、個人事業者であれば令和4年分の所得税について、法人であれば令和4年1月1日以後に開始する事業年度の法人税について、それぞれ適用が可能となります。

他方、令和3年度税制改正前の法の承認を受けて規則第5条第1項に定める特例国税関係帳簿の全てについて電磁的記録による保存等を行っている場合には、個人事業者であれば令和3年分の所得税について、法人であれば令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する事業年度の法人税について、それぞれ適用が可能となります。

なお、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用に当たっては、修正申告書又は更正に係る課税期間の初日（新たに業務を開始した個人のその業務を開始した日の属する課税期間については、同日）から引き続き、優良な電子帳簿の要件を満たしている必要があることから、令和3年度税制改正前の法の承認を受けて電子帳簿を保存等している保存義務者についても、例えば、令和3年分の所得税についてその軽減措置の適用を受けようとする場合には、その所得税の課税期間の初日である令和3年1月1日から、承認を受けて電子帳簿の保存等を行っている必要があります。

Ⅱ【スキャナ保存関係】

【タイムスタンプ】関係（代替措置）

ス追1 タイムスタンプの付与要件に代えて入力期間内に訂正削除履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば他社が提供するクラウドサーバにより保存を行い、当該クラウドサーバについて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか。

【回答】

時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件を満たすことはできないと考えられます。

【解説】

自社システムについては、保存された時刻の記録についての非改ざん性を完全に証明することはできないため、法令解釈通達4-28が求めるように保存日時の証明が客観的に担保されている場合に該当しないことから、原則自社システムで当該要件を満たすことはできません。ただし、時刻証明機能を備えたクラウドサービス等を他社へ提供しているベンダー企業等の場合には、サービスの提供を受けている利用者（第三者）との関係性から当該システムの保存時刻の非改ざん性が認められることから、自社システムであっても例外的に客観性を担保し得ると考えられます。

したがって、当該サービスを提供しているベンダー企業以外で自社システムを使用して保存要件を充足しようとする場合には、代替要件によらずタイムスタンプを付与することが必要と考えられます。

【検索機能】関係

ス追2 検索要件の記録項目である「取引金額」については税抜、税込どちらとすべきでしょうか。

【回答】

帳簿の処理方法（税込経理/税抜経理）に合わせるべきと考えられますが、受領した国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

【解説】

検索機能の確保の要件は、税務調査の際に必要なデータを確認することを可能とし、調査の効率性の確保に資するために設けられているものと考えられます。また、税務調査では帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくことが想定されることから、基本的には帳簿と同じ金額で検索できるようにしておくべきと考えられます。

他方で、受領した国税関係書類に記載されている金額を記録項目としていても問題はありません。

【検索機能】関係

ス追3 例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等については、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。

【回答】

記載すべき金額がない書類については、「取引金額」を空欄又は0円と記載することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも空欄を対象として検索できるようにしておく必要があります。

【検索機能】関係（ダウンロードの求め）

ス追4 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。

【回答】

税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提供されれば形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要があります。また、「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合には、保存媒体の提示・提出に応じることができるようにしておくことまでは含まれていませんが、その保存媒体についても、質問検査権に基づく確認の対象となる場合があります。

【解説】

データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。出力可能な形式でダウンロードを求めたにも関わらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません（法令解釈通達4-14参照）。保存要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的な決まりがある訳ではありません。

「ダウンロードの求め」は保存媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には、質問検査権に基づき、保存媒体の確認を行う場合もありますので、注意してください。

【検索機能】関係（索引簿）

ス追5 電子取引の保存方法で認められているような索引簿による方法について、スキヤナ保存についても適用は可能でしょうか。また適用が可能な場合に、電子取引のものと兼ねた一覧表や保存システムによることも可能でしょうか。

【回答】

一覧表を作成し、個々の保存ファイル名と対応させること（いわゆる索引簿方式）により検索機能を確保する方法はスキャナ保存についても適用しても差し支えありません。また、スキャナ保存と電子取引に係る取引情報に係る電磁的記録の保存について、同じ索引簿や保存システムを使用することとしている場合であっても、明瞭な状態で確認でき、速やかに出力できれば問題ありません。

一方で、スキャナ保存を行う場合には、スキャンしたデータのバージョン管理などその他の要件を満たす必要があることに留意してください。

なお、この索引簿等を使用した方法による検索機能の確保は、令和3年度の税制改正が適用される前のスキャナ保存においても認められます。

【その他】関係（留意事項）

ス追6 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面について、スキャナ保存することは認められません。

【解説】

令和3年度税制改正においては、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が特段課されていない出力した書面等は、他者から受領した電子データとの同一性が必ずしも十分に確保できているとは言えないことから、出力書面等による保存措置が廃止されたところであります。したがって、他者から受領した電子データを書面等に出力して保存することは、電子帳簿保存法や他の税法に基づくものではありませんので、当然、その出力書面等は電子帳簿保存法に基づくスキャナ保存の対象となりません。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面等への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。

Ⅲ【電子取引関係】

【制度の概要等】関係（紙と電子データの重複）

電取追 1 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。

【回答】

電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等に取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足ります。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、いずれについても保存が必要になります。

【解説】

取引において、通常、請求書は一つであるから、正本・副本がある場合その正本を保存すれば足りると思われれます。ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合等には、正本である書面の保存に加え、電子データの保存も必要になると考えられます。

【保存方法】関係（EDI の保存方法）

電取追 2 EDI 取引を行った場合、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか、それとも EDI 取引項目を他の保存システムに転送し PDF データ等により保存することも可能でしょうか。

【回答】

データそのものに限らず、当該 EDI データについて、取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータにより保存することも可能と考えられます。

【解説】

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないと規定されているところ、必ずしも、相手方とやり取りしたデータそのもののみしか保存が認められないとは解されません。

例えば、EDI の取引データを XML データでやり取りしている場合において、当該 XML データを一覧表としてエクセル形式に変換して保存する場合は、その過程において取引内容が変更される恐れがなく合理的な方法により編集したものと考えられるため、当該エクセル形式のデータによる保存も認められると考えられます。

なお、授受したデータを手動により転記して別形式のデータを作成する場合は、取引内容の変更可能性があることから、当該別形式のデータは合理的に編集したものに当たらないものと考えられます。

【検索機能】関係（メールの保存方法）

電取追 3 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合に、メールの内容をPDF等にエクスポートし、検索機能等を備えた上で保存する方法でも認められますか。

【回答】

認められます。

【解説】

当該メールに含まれる取引情報が失われないのであれば、メールの内容をPDF等にエクスポートするなど合理的な方法により編集したもので保存することとしても差し支えありません。

【検索機能】関係

電取追 4 検索要件の記録項目である「取引金額」については税抜、税込どちらとすべきでしょうか。

【回答】

帳簿の処理方法（税込経理/税抜経理）に合わせるべきと考えられますが、受領した国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

【解説】

検索機能の確保の要件は、税務調査の際に必要なデータを確認することを可能とし、調査の効率性の確保に資するために設けられているものと考えられます。また、税務調査では帳簿の確認を基本とし、帳簿に関連する書類や取引情報の確認を行っていくことが想定されることから、基本的には帳簿と同じ金額で検索できるようにしておくべきと考えられます。

他方で、受領した国税関係書類に記載されている金額を記録項目としていても問題はありありません。

【検索機能】関係

電取追 5 例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等については、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。

【回答】

記載すべき金額がない書類については、「取引金額」を空欄又は0円と記載することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも空欄を対象として検索できるようにしておく必要があります。

【検索機能】関係（ダウンロードの求め）

電取追 6 「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出の際のデータの形式や並び順について決まりがあるのでしょうか。また、保存媒体自体についても提示・提出の必要はあるのでしょうか。

【回答】

税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提供されれば形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要があります。また、「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしておく場合には、保存媒体の提示・提出に応じることができるようにしておくことまでは含まれていませんが、その保存媒体についても、質問検査権に基づく確認の対象となる場合があります。

【解説】

データのダウンロードを求める際には、通常出力が可能な範囲で税務職員が出力形式を指定することもあります。出力可能な形式でダウンロードを求めたにも関わらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合は、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません（法令解釈通達 4-14 参照）。保存要件を充足するためには、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要がありますが、その内容について並び順等に関する統一的な決まりがある訳ではありません。

なお、「ダウンロードの求め」は保存媒体自体の提示・提出までを求めるものではありませんが、税務調査の際には、質問検査権に基づき、保存媒体の確認を行う場合もありますので、注意してください。

【その他】関係（留意事項）

電取追 7 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたもの、スキャナ保存することは認められますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面について、スキャナ保存することは認められません。

【解説】

令和 3 年度税制改正においては、税務手続の電子化を進める上での電子取引の重要性に鑑み、他者から受領した電子データとの同一性が十分に確保できないことから、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が課されていない出力書面等による保存措置が廃止されたところであり、この出力書面による保存自体が電子帳簿保存法上の保存方法とならないこととなりますので、当然、その出力書面をスキャナ保存することも電子帳簿保存法上の保存方法とはならないこととなります。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。

IV【補足説明】

補 1 一問一答【電子取引関係】問 24

【補足説明】

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」の法人の例において、第 6 条に対象となるデータの項目がありますが、取引先等とデータでやりとりしたもののうち、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）が含まれるデータについては、全て要件に従ってデータのまま保存していただく必要がありますのでご注意ください。

補 2 一問一答【電子取引関係】問 33

【補足説明】

検索機能の確保の要件について、システム上の検索機能を有している場合のほか、電磁的記録のファイル名に、規則性を有して記録項目を入力することにより電子的に検索できる状態にしておく等の一定の方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととされていますが（取扱通達 4-12）、この取扱い、令和 3 年度税制改正が適用されないもの、すなわち、令和 4 年 1 月 1 日前にスキャナ保存が行われた国税関係書類又は同日前に行った電子取引の取引情報についても認められます。

なお、「検索をすることができる機能を確保しておくこと」の要件についての記録項目は、改正前のものである必要があり、具体的な要件は、下記のとおりとなりますので、留意が必要です。

- ① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（記録項目）を検索の条件として設定することができること。
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ③ 2 以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

補 3 一問一答【電子取引関係】問 34

【補足説明】

本問では、個人事業者については、電子取引が行われた日の属する年の前々年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の売上高、法人については、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度の売上高が 1,000 万円を超えるかどうかで判断することを説明しています。

なお、基準期間の売上高が 1,000 万円以下の場合に検索要件の確保が不要とされるこの

措置は、消費税法第9条（小規模事業者に係る納税義務の免除）の内容を勘案して定められたものであることから、売上高が1,000万円を超えるかどうかを判定する基準期間については、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。したがって、基準期間が1年でない法人については、基準期間の売上高を基準期間に含まれる事業年度の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額を用いて1,000万円を超えるかどうかで判断します。

また、本問で例示しているとおり、基準期間がない新規事業者・新設法人の初年（度）及び翌年（度）の判定期間については、検索機能の確保が不要となるほか、組織変更等の場合の判定期間の取扱いについては、消費税法の場合と同様の方法で判断することとなります。

補4 一問一答【電子取引関係】問42

【補足説明】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかと問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

YouTube 国税庁動画チャンネル

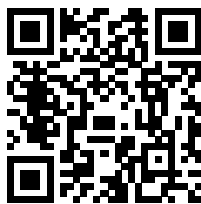
「教えて!!令和3年度改正 電子帳簿保存法」



(概要)

電子帳簿等保存制度の令和3年度税制改正による改正内容の解説と実務上の留意点について説明している動画になります(動画時間：30分47秒)。

(掲載場所)



<https://youtu.be/OBEmmleCTwk>

はじめませんか、帳簿書類の電子化！

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

（例）仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
（例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。）
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

（例）損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

（例）見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



国税庁

令和3年11月

✓ 電子保存を行うための要件は？

要件概要			帳簿		書類
			優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること			○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること			○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること			○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと			○	○	○
検索要件	①	取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	②	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③	2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと			—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ 必要な手続は？

◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、届出書を提出する必要があります。

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ 要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。

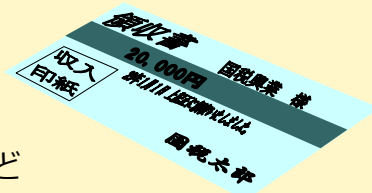
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

はじめませんか、書類の**スキャナ**保存！

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存することができます。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
 - ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- (例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキャナ」とは？

- ◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
 - 解像度：200dpi（A4サイズで約387万画素相当）以上による読み取りができること
 - 色調：カラー画像※による読み取りができること
- ※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可

スマホ
や
デジカメ
もOK！

✓ 必要な手続は？

- ◆ スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続は、原則（※）**必要ありません。**

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。また、スキャナ保存は書類の種類ごとに行うことができます。

※ 過去分重要書類（裏面参照）のスキャナ保存には、届出書を提出する必要があります。

- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】

に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索



国税庁

令和3年11月



スキャナ保存を行うための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など

入 力 期 間 限 制	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね 7 営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長 2 か月以内)を経過した後、速やか(おおむね 7 営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る	
	【適時入力方式】 適時に入力 (注)	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が 200 d p i 相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること	(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読 取 情 報 保 存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要	大きさに関する情報の保存は不要 (注)
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 □ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる	白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)
電子計算機処理システムの概要書の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2 以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

【過去分重要書類の取扱い】

スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存をすることができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

上記は、令和 4 年 1 月 1 日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

電子取引データの保存方法をご確認ください

- 令和4年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定める」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、

国税庁	電子帳簿保存法
-----	---------

で検索

✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
...				
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

📄	20210131_110000_(株)霞商店.pdf
📧	20210210_330000_国税工務店(株).msg
📄	20210228_330000_国税工務店(株).pdf
📧	20211217_220000_(株)霞商店.msg

(例) 2021 年 1 月 31 日 ㈱霞商店からの 110,000 円の請求書なら「20210131_110000_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。
- ◆ 要件を満たすかどうか確認するための[認証制度及び相談窓口](#)があります。
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索



国税庁

令和 3 年 11 月